

誓 約 書

条例 第6条の3第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

【 申請者 】

氏名又は名称

住 所

代 表 者 名

市川三郷町長 様

下水道条例 第6条の3

- (1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属していること。
- (2) 工事の施工に必要な機械器具を有する者であること。
- (3) 山梨県内に営業所があること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - イ 第6条の9第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - エ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの